

札幌広域圏組合規約変更に関する協議の件

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌広域圏組合規約の一部を変更する規約

札幌広域圏組合規約の一部を次のように変更する。

第16条を第17条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第16条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

（理 由）

札幌広域圏組合の解散に関する協議に伴い、札幌広域圏組合規約の変更について関係市町村と協議するため、本案を提出する。